

## 平成 20 年度第 2 回評議員会議事録

平成 20 年 5 月 13 日

### 報告事項

- ・インターネットメール送信の協力依頼文を今月の配布物に入れる。
- ・3-8 ブロックへの入会申請があり、入会事務所調査の担当者に、事務局より連絡をする。
- ・火災・役員傷害保険について、三井住友海上保険と契約する。  
交通傷害保険 入院日額 3,000 円 通院 1,500 円  
火災保険 300 万から 500 万に増額

### 審議（提案）事項

- ・委員会の所属について 挙手多数にて決定。
- ・年間事業予定 挙手多数にて承認。
- ・無料相談員研修会について 講師については未定。日程等、挙手多数にて賛成された。
- ・評議員研修会について 評議員会終了後に開催。
- ・北尾張共同広告共栄会より文書にて会員との交流を図ることを目的とした行事案内を本部よりの配布物に入れるよう要請があったが、問題なしとの意見が多数で、これを許可した。

## 一般相談者に開示（公開）する業者名簿についての指針

北尾張支部

### （目的）

現在実施している無料相談所（江南会場・岩倉会場・犬山会場・小牧会場・春日井会場）5ヶ所に業者名簿を備えつけ、一般相談者から業者紹介の依頼があった場合に名簿を開示し、一般相談者に対するサービスの向上を図る。併せて、業者名簿に記載する業者名には、県と本部の共催による研修会及び支部が主催する研修会の出席状況に一定の基準を設け、それを達成した業者名を記載することにより、会員・準会員の研修会出席率の向上を図ることを目的とする。

### （名簿記載基準）

正会員・準会員の過去3年間の研修会出席率75%以上の出席をもって名簿記載基準とする。但し、過去3年間の単年毎の75%以上の出席率も必要とする。正会員・準会員がいる業者は、研修会日程の75%以上をいずれかが出席していれば名簿記載基準とする。（北尾張支部にて開示する名簿につきましては従来通り、全会員が記載された物とする。）

### （名簿記載内容）

業者名・事務所所在地・電話番号・メールアドレス・ホームページアドレスを記載する。  
ブロック別・地区別順に記載基準業者全員を記載する。

### （開示方法）

開示のみとし、配布しない。

附則 本指針は、平成20年4月1日から施行する。

